

2023年度 神戸市公共用電気バス 普及促進補助制度のご案内

神戸市では、2050年カーボンニュートラルの実現を目的として、公共用として走行する電気バスの導入費用の一部について、法人を対象とした補助事業を実施しています。

補助対象者

1. 神戸市内に事務所もしくは事業所を有する法人※1
2. 1に対して、補助対象車両をリース契約により貸出しするリース事業者（使用者への還元について、補助金相当額分がリース料金に反映されるリース事業者に限る）

※1 公法人、独立行政法人、国または地方公共団体が50%以上出資する法人及び次の事業者は含みません。

- ・自動車製造業者（「日本標準産業分類」における細分類3111及び3112に分類される事業者）
- ・自動車卸売業者（「日本標準産業分類」における細分類5421に分類される事業者）
- ・自動車小売業者（「日本標準産業分類」における細分類5911及び5912に分類される事業者）

補助対象車両

以下の要件を全て満たす公共用※2の電気バスが対象です。

1. 初度登録時から神戸市内※3に使用の本拠の位置を置き、主として市内を走行すること。
2. 2023年2月24日から2024年2月23日までに、公共用電気バスの導入を含む費用について国補助金の交付決定を受けること。

※2 次のいずれかに該当する乗合自動車

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する車両
- ・一時的に期間を定めて乗合旅客運送事業（道路運送法第21条第2号）の用に供し、当該期間後に一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する車両

※3 購入の場合：事務所・事業所、法人が賃借している月極駐車場など

リースの場合：使用者の事務所・事業所、使用者が賃借している月極駐車場など

補助金の額・上限額

補助金の額および上限額は次のとおりです。

補助金の額	補助金の上限額
車両本体価格※4 × 1/10	400万円

※4 改造費を除く

申請手続きの流れ

事前準備

- ◇ 車両を導入※5
- ◇ 国の補助金申請 (1) 国補助金の交付を申請
(2) 交付決定通知書等を受領 (2023年2月24日～2024年2月23日)

※5 車両導入前に申請が必要な補助金もあります。申請予定の国の補助金ホームページを事前に確認してください。



本補助の交付申請

◆ 申請期限

2024年3月7日(木曜)必着

ただし、本補助事業の予算がなくなり次第、申請受付を締め切ります。

◆ 必要書類

購入(法人)の場合

- 交付申請書兼実績報告書(第1号様式)
- 国の補助を受けたことを証する書類(交付決定通知書等)
- 登記簿謄本、現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書の写し※6・・・①
- 神戸市内に事務所等を有することを確認できる書類(①に記載されている場合は不要)
- 契約内容が確認できる書類(契約書や注文書)の写し・・・②
- 見積金額が確認できる書類(車両本体価格が明記されているもの)の写し
(②に記載されている場合は不要)
- 経費の支払いを証する書類(原則、領収書)の写し
- 自動車検査証の写しおよび自動車検査記載事項の写し
- 運行予定の路線等が確認できる書類(運行計画書等)

- 必要に応じて、その他追加資料の提出をお願いする場合があります。

リース(リース事業者)の場合

- 交付申請書兼実績報告書(第1号様式)
- 国の補助を受けたことを証する書類(交付決定通知書等)
- 登記簿謄本、現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書の写し※6・・・③
(申請者および使用者のもの)
- 神戸市内に事務所等を有することを確認できる書類(③に記載されている場合は不要)
- 契約内容が確認できる書類(車両本体の購入契約書、リース契約書)の写し・・・④
- 見積金額が確認できる書類(車両本体価格が明記されているもの)の写し
(④に記載されている場合は不要)
- 経費の支払いを証する書類(車両本体の購入に関する領収書)の写し
- 自動車検査証の写しおよび自動車検査記載事項の写し
- 貸与料金の算定根拠明細書
- 運行予定の路線等が確認できる書類(運行計画書等)

- 必要に応じて、その他追加資料の提出をお願いする場合があります。

※6 発行後3か月以内のもの

◆ 提出方法・提出先

神戸市環境局環境創造課（省エネルギー推進担当）

提出先メールアドレス：eco_office@office.city.kobe.lg.jp

- ✓ 電子メールの容量が7MBを超える場合は、分割して送信してください。
- ✓ 必要に応じて、提出するファイルにパスワードを設定して送信してください。

※申請書類に関するお問い合わせは、神戸市ホームページの「[よくある質問](#)」をご確認の上、電子メールにてお願いします。



よくある質問
(神戸市 HP)



補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書を電子メールで交付後、補助金を交付します。

注意事項

- 同じ申請者からの同年度の申請は、原則1台までです。
- 本補助金の交付が決定した日から5年が経過するまでに、補助金の交付を受けた車両を処分（譲渡、交換、貸付、担保、補助金の交付の目的に反した使用^{※7}）する場合は、財産処分の手続き（**事前申請**）及び補助金の返還が必要です。必ず事前に相談してください。

※7 市外への使用の本拠の位置の移動も含まれます。